広島県特定（産業別）最低賃金の適用を受ける業種（日本標準産業分類）

製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業
適用する使用者 広島県の区域内で高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管，可鍛鋳鉄を除く）、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業、これらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管，可鍛鋳鉄を除く）、可鍛鋳鉄製造業又はその他の鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者
日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）より
E22　鉄鋼業のうち **E220　管理，補助的経済活動を行う事業所** **（221 製鉄業（県最賃適用業種を除く）、223 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、225 鉄素形材製造業（県最賃適用業種を除く）、229 その他の鉄鋼業に限る）** **E2200　主として管理事務を行う本社等** **E2209　その他の管理，補助的経済活動を行う事業所** **E221　製鉄業** **E2211　高炉による製鉄業** E2212　高炉によらない製鉄業（県最賃適用） E2213　フェロアロイ製造業（県最賃適用） **E223 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）** **E2231　熱間圧延業（鋼管，伸鉄を除く）** **E2232　冷間圧延業（鋼管，伸鉄を除く）** **E2233　冷間ロール成型形鋼製造業** **E2234　鋼管製造業** **E2235　伸鉄業** **E2236　磨棒鋼製造業** **E2237　引抜鋼管製造業** **E2238　伸線業** **E2239　その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）** **E225　鉄素形材製造業** **E2251　銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管，可鍛鋳鉄を除く）** **E2252　可鍛鋳鉄製造業** E2253　鋳鋼製造業（県最賃適用） E2254　鍛工品製造業（県最賃適用） E2255　鍛鋼製造業（県最賃適用） **E229　その他の鉄鋼業**

E2291　鉄鋼シャースリット業
E2292　鉄スクラップ加工処理業
E2293　鋳鉄管製造業
E2299　他に分類されない鉄鋼業

L7282　純粋持株会社
（221 製鉄業（県最賃適用業種を除く）、223 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、225 鉄素形材製造業（県最賃適用業種を除く）、229 その他の鉄鋼業に限る）

適用除外労働者

１　１８歳未満又は６５歳以上の者
２　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
３　清掃又は片付けの業務に主として従事する者